

# 安全保障と学術 日本学術会議の選択と東京大学の役割



第30回 東職ランチョンセミナー  
(2017.5.16)

東京大学社会科学研究所  
佐藤 岩夫

## 日本学術会議『声明』『報告』

- ↗ 日本学術会議・声明『軍事的安全保障研究に関する声明』  
(2017年3月24日、幹事会決定。以下、『声明』)  
↗ 原案は、安全保障と学術に関する検討委員会が作成
- ↗ 安全保障と学術に関する検討委員会・報告『軍事的安全保障研究について』(2017年4月13日、幹事会決定。以下、『報告』)
- ↗ 本日の私の報告
  - ↗ 今回、日本学術会議はどのような選択をしたのか  
『声明』『報告』の背景、審議経過、骨子
  - ↗ 東京大学がはたすべき役割・使命  
本学にはすでに受け皿：「軍事研究禁止」の伝統  
日本学術会議『声明』を機に、この伝統をさらに継承・発展

## 背景 1

# 日本学術会議1950年・1967年声明

- ↗ 日本学術会議：1949年創設
- ↗ 日本学術会議法（1948年法第121号）前文：「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、**科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。**」
- ↗ **1950年声明**：「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明
- ↗ **1967年声明**：「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」
- ↗ 背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念。
- ↗ しかし、その後、議論を深めることはなされなかった。

## 背景 2

# 近年における学術と軍事の再接近

- ↗ **2013年12月17日閣議決定『国家安全保障戦略について』**
  - ↗ 「産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用」
- ↗ **2013年12月17日閣議決定『平成26年以降に係る防衛計画の大綱について』**
  - ↗ 「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努める」
- ↗ **2014年6月防衛省『防衛生産・技術基盤戦略』**
  - ↗ 「防衛省独自のファンディング制度について検討」
- ↗ **防衛省「安全保障技術研究推進制度」（2015年度～）**
- ↗ **2016年1月22日『第5期科学技術基本計画』**
  - ↗ 重要政策課題の一つとして「我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発」
  - ↗ 1996年の第1期以来5期にわたる科学技術基本計画の中に「国家安全保障」が明記されたのは初めて。
- ↗ さらに**米軍の資金提供**の広がりも明らかに（eg. 『毎日新聞』2017年2月8日、『朝日新聞』2017年2月8日）

# 安全保障と学術に関する検討委員会

- ↗ 2016年5月20日幹事会で設置を決定
- ↗ 審議事項（『委員会設置提案書』）
  - ①50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか
  - ②軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
  - ③安全保障にかかる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
  - ④安全保障にかかる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
  - ⑤研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか
- ↗ 第1回（2016年6月24日）：杉田敦氏を委員長に選出。以後、ほぼ毎月1回
- ↗ 最終が第11回（平成29年3月7日）：『声明』『報告』の原案決定
- ↗ 幹事会（2017年3月24日）：『声明』をほぼ原案通り決定
- ↗ 幹事会（2017年4月13日）：『報告』を原案通り決定
- ↗ 逐語的議事録・資料等の詳細は日本学術会議HPに掲載：
  - ↗ <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>

## 『声明』『報告』の骨子

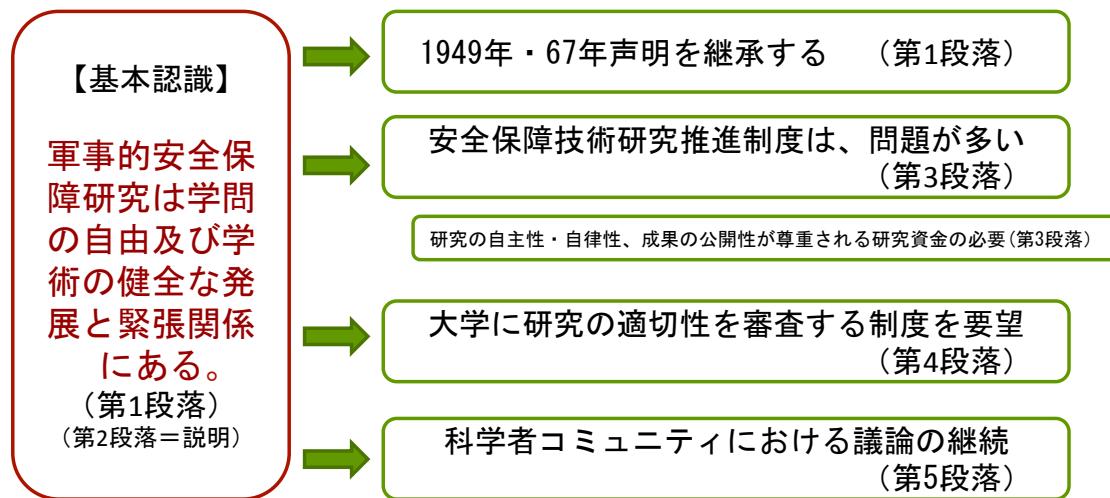
1. 軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、1950年声明・1967年声明を継承することを宣言。
  2. 安全保障技術研究推進制度は、政府による研究への介入が著しく、問題が多いことを確認。
  3. 各大学が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けることを提言。（学協会にはガイドライン等の設定を提言。）
  4. 運営費交付金や科研費など、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実を要求。
  5. 日本学術会議を初めとする科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けていくべきことを指摘。
- （『声明』および『報告』は一体のものとの位置づけ）

# 軍事的安全保障研究 なぜこの語を用いたか

- ↗ 「軍事研究」の用語に対する一部委員の反対⇒「安全保障研究」？
- ↗ 「安全保障」概念の危うさ
  - ↗ 多義性
  - ↗ 強い情緒喚起力（「安全保障」と言えば何でも許されてしまう）  
⇒何を問題としているのか。概念の明晰化が必要
- ↗ 「安全保障」：
  - I 国家安全保障
    - I - a 軍事的手段による
    - I - b 非軍事的（=政治・外交的）手段による
  - II 人間の安全保障
- ↗ 「軍事的安全保障研究」：
  - ↗ 学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは I - a の分野。この分野にかかる研究＝「軍事的安全保障研究」。
  - ↗ 私見では「軍事研究」そのもの。
  - ↗ 日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。

# 『声明』の構造 「ガラス細工」？明快な原則的立場と骨太な論理

- ↗ 検討の原則（立脚点）：学問の自由と学術の健全な発展



明快な原則的立場（学問の自由と学術の健全な発展）と骨太な論理。  
重要な点は些かも妥協はない。

# 『声明』へのありうる批判と反論

(佐藤「安全保障と学術」『法律時報』2017年3月号参照)

- ↗ 『声明』は「学問の自由」の侵害？
  - ↗ 「学問の自由」は個人の自由な選択につきるわけではない。
  - ↗ 憲法はなぜ、「思想の自由」（19条）や「表現の自由」（21条）と別に、あえて「学問の自由」（23条）を保障しているのか？
  - ↗ むしろ、科学者コミュニティ（学問共同体）の独自の役割と自律性を特別に承認することにこそ「学問の自由」の意義。学問とは「集団的な理性の営み」。
- ↗ 「安全保障技術研究推進制度」は問題がない？
  - ↗ 防衛装備庁『「推進制度」の運営について』（2016年12月22日）：「成果の公開性を保障」「特定秘密を提供しない」「成果を特定秘密に指定しない」
  - ↗ しかし、委託契約上の合意が「特定秘密（防衛秘密）」の指定権者（防衛大臣・防衛装備庁長官）による権限行使の可能性を完全に排除する効果を持つかは不透明。また、PD・POの関与の実際は？
  - ↗ モデルとされる米国・国防高等研究計画局（DARPA）の問題点にも目を向ける必要。
- ↗ 「デュアルユース」性？
  - ↗ 単なる軍民両用技術ということであれば何ら目新しいことではない。
  - ↗ 「デュアルユース」が現在強調される文脈：兵器・装備品の研究・開発を迅速・効率的に進め、他国に対する「技術的優越」を確保するプロセスの中に民生研究を自覚的に組み込み、組織化する点に、今日、「デュアルユース」が強調される真のねらい。
  - ↗ 基礎研究であっても「軍事目的」に利用される可能性があるかの見極めが重要。

# 東京大学の「軍事研究禁止」の伝統 南原三原則

- ↗ 東京大学は既に『声明』の受け皿を持っている。（『東京大学新聞』2017年4月4日号）
- ↗ 「南原三原則」：
  1. 軍事研究に従事しない。
  2. 外国の軍隊の研究は行わない。
  3. 軍の援助は受けない。
- ↗ 明文化されていない一種の慣行。歴代総長に受け継がれる。
  - ↗ 1969年3月：総長代行（加藤一郎）と東職執行委員長（山口啓二）との間の『確認書』6(1)：「大学当局は『軍事研究は行わない、また軍からの援助は受けない。』という東京大学における慣行を堅持し、基本的姿勢として軍との協力関係をもたないことを確認する。」
  - ↗ 「従来の慣行の明文化という点において、この確認書の意義は大きい。」（遠藤基郎「軍学共同を阻むために：東大職組の取り組みを中心に」『日本の科学者』51巻7号、2016年）

## 伝統の継承 2015年1月16日総長見解

- ↗ 情報理工系研究科ガイドライン改定（2014年12月）に関する某新聞の報道（2015.1.16）：「東大が軍事研究解禁 軍民両用技術研究容認 政府方針に理解」
- ↗ 2015年1月16日、浜田総長見解：「**軍事研究の禁止は東京大学の教育研究の最も重要な基本原則の1つ。**」
- ↗ それに先立つ某新聞の一連の新聞報道に関連して：
  - ↗ 東京大学職員組合『東京大学における軍事研究禁止の原則の堅持を求める声明』（2014年7月15日）

## 2015年1月16日総長見解 『東京大学における軍事研究の禁止について』

- ↗ 学術における軍事研究の禁止は、政府見解にも示されているような第二次世界大戦の惨禍への反省を踏まえて、東京大学の評議会での総長発言を通じて引き継がれてきた、**東京大学の教育研究の最も重要な基本原則の一つである。**この原理は、「世界の公共性に奉仕する大学」たらんことを目指す東京大学憲章によっても裏打ちされている。
- ↗ 日本国の安心と安全に、**東京大学も大きな責任**を持つことは言うまでもない。そして、その責任は、何よりも、**世界の知との自由闊達な交流を通じた学術の発展**によってこそ達成しうるものである。軍事研究がそうした開かれた自由な知の交流の障害となることは回避されるべきである。

# 東京大学憲章（2003年）

## 人類の平和と福祉に資する、内外に開かれた研究

- ↗ （研究の理念）東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示する。
- ↗ （研究の多様性）東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。
- ↗ （研究の連携）東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

# いま、東京大学がなすべきこと

## 軍事研究禁止の基本原則の再確認と具体化

- ↗ 本学が軍事研究禁止の立場を明らかにすることは全国の大学にとっても大きな影響。
- ↗ 重要なことは、基本原則の再確認
  - ↗ 「学術における軍事研究の禁止は、東京大学の教育研究のもっとも重要な基本原則の一つである。」（2015年1月16日総長見解・再録）
  - ↗ 日本学術会議『声明』を機に、本学における軍事研究の禁止の基本原則（南原三原則、東大憲章、総長見解）を再確認し、その具体化・細目化を図る。
    1. 安全保障技術研究推進制度への応募は認めない。
    2. 米軍資金等、軍事組織の提供する資金に基づく研究は認めない。
    3. 資金の出所を問わず、軍事目的の研究は認めない。
- ↗ 研究審査制度の設計
  - ↗ 資金の出所により制度的・類型的な対応をした上で（「1」「2」）、それでカバーできないケース（「3」）について個別に研究の適切性を審査する制度を設ける。当面は「1」「2」の原則を確認することで相当程度カバーできる。

## 参考資料

- ↗ 日本学術会議『軍事的安全保障研究に関する声明』（2017年3月24日）
- ↗ 日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会『報告：軍事的安全保障研究について』（2017年4月13日）
- ↗ 佐藤岩夫「〔法律時評〕安全保障と学術：『安全保障技術研究推進制度』が投げかける課題」『法律時報』89巻3号、2017年3月、1-3頁
- ↗ 『東京大学新聞』2017年4月4日号・特集記事（1面・2面）